

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の改正について

【公表日】

令和6年（2024年）5月29日（水）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課  
電話 046-822-8061（直通）

横 須 賀 市



「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」に対するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

### 1 意見募集期間

令和6年（2024年）4月11日（木）から5月1日（水）まで

### 2 意見の提出

104人の方から200件の意見提出がありました。

### 3 意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	14人
郵送	1人
ファックス	13人
電子メール	76人
合計	104人

### 4 意見の内訳

項目	件数
放課後児童支援員としてみなすことができる条件に関する意見	80件
放課後児童支援員の処遇や働き方に関する意見	35件
研修に関する意見	34件
放課後児童クラブの運営に関する意見	31件
条例改正の見直しに関する意見	16件
その他	4件
合計	200件

## 5 提出された意見の概要及び横須賀市の考え方

### (1) 放課後児童支援員としてみなすことができる条件に関する意見

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	安全に運営するためには、最低でも有資格者1名は配置すべきである。有資格者が1名もいないと子どもを預けるのが不安である。	34件	<p>今回の条例改正を行った場合に、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方（条例第10条第3項の各号に該当する者。例えば、社会福祉士や保育士、教員免許などの資格がある方や高等学校卒業者等であり、かつ、放課後児童クラブ等において2年以上の勤務経験がある方）のうち認定資格研修をまだ修了していない方となります。</p> <p>そのため、一定程度の知識または経験を有している方が対象となります。ただし、放課後児童クラブ等での実務経験の有無や年数は対象者ごとに異なるため、クラブから対象者ごとに研修計画を作成した上で、市に提出していただくことを想定しています。</p> <p>また、研修修了までの期間は、不測の事態も想定して2年以内としています。少しでも早い時期に認定資格研修を受講するよう促す予定です。</p>
2	放課後児童支援員とみなすことができる対象を認定資格研修の受講資格がある者や、一定の期間内に受講できる人など、一定の条件を満たしている人だけに限定すべきである。	24件	
3	一定の実務経験や研修受講がある人が放課後児童支援員にならなければ、保育の質が落ちることが懸念される。	13件	
4	放課後児童支援員の基準が高すぎて人員不足になる事は困ると思うが、その基準が低すぎると子どもを預ける側の保護者としては「安心・安全・信頼」が持てなくなってしまう。	1件	
5	資格の取得期間を3年ほどに設定し、計画的に資格取得へつなげられると心の余裕もでき良いかと思う。	1件	

No.	意見の概要	件数	市の考え方
6	<p>条件に2年以内に研修を修了することとあるが、認定資格研修を受講するための実務経験は2年以上必要であり、受験資格を得てから認定資格研修を受講するため、該当する人はかなり限定されるのではないか。</p>	1件	<p>今回の条例改正を行った場合に、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方のうち認定資格研修をまだ修了していない方となりますので、ご意見のとおり対象者は限定されます。</p> <p>一方で、急遽の退職や職員の急病などがあった場合に、放課後児童支援員の資格を既に持っている人でなくてはならないという条件に限定するのではなく、条例第10条第3項各号に該当（例えば、社会福祉士や保育士、教員免許などの資格がある方や高等学校卒業者等であり、かつ、放課後児童クラブ等において2年以上の勤務経験がある方）を含めることにより、対象者は大幅に拡大するため、非常時において、開所条件となる職員配置を満たしやすくなるものと考えています。</p>
7	<p>放課後児童支援員とみなすことについては、退職等により放課後児童支援員がいなくなり、開所することができないクラブへの一時的な措置として実施するべきである。</p>	2件	<p>ご意見のとおり、今回の条例改正は放課後児童支援員の急遽の退職等があった場合に対応することを目的としたものではありませんが、「開所することができない」を定義することが難しいこと、また、退職等があった場合には特定の職員に過度の負担がかかる恐れもあることから、ご意見のような限定は設けないこととします。</p>
8	<p>まずは現場、初任者研修共に1年受けたものをみなし指導員として土曜保育の一人開所を可能にすべきである。</p>	1件	<p>利用人数が少ない土曜日においても、配置基準は、「放課後児童支援員の数は2人以上とします。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができます。」となっております。</p>

No.	意見の概要	件数	市の考え方
9	<p>研修修了予定者は、本来の放課後児童支援員と呼称を分けるべきである。</p>	1件	<p>条例上、「放課後児童支援員」と「補助員」以外の新たな呼称を設ける予定はありませんが、市として対象者の認定資格研修の受講予定時期や受講状況を確認していく予定です。</p> <p>また、認定資格研修を修了していない職員を放課後児童支援員とみなすことを保護者が不安に思うことは十分に考えられますので、認定資格研修を修了する前の職員であることを保護者に伝えるようクラブに促す予定です。</p>
10	<p>条例の一部改正により生まれる可能性のある有資格者のいない状況という課題について向き合っていく必要がある。</p>	1件	<p>市としてはクラブから対象者ごとに研修計画を作成した上で、市に提出していただくことを想定しています。</p> <p>また、研修修了までの期間は、不測の事態も想定して2年以内としています。少しでも早い時期に認定資格研修を受講するよう促す予定です。</p>
11	<p>放課後児童支援員としてみなす職員は有期雇用ではなくすことを提案する。</p>	1件	<p>民間事業者の労働条件や任用期間・更新方法などは各事業者と当該職員で取り交わされるため、市で指定することは想定していません。市としてはクラブから対象者ごとに研修計画を作成した上で、市に提出していただくことを想定しています。</p> <p>また、研修修了までの期間は、不測の事態も想定して2年以内としています。少しでも早い時期に認定資格研修を受講するよう促す予定です。</p>

(2) 放課後児童支援員の処遇や働き方に関する意見

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	放課後児童支援員を確保（離職防止を含む）するためには、給与などの待遇面や職場環境の改善などが必要である。良い人材に長く勤めてもらうために小手先ではなく、抜本的解決を望んでいる。	28 件	本市では令和4年度に放課後児童クラブに対する補助金メニューを拡充するなど、職員の処遇改善に関する補助金メニューを設けています。今後も国の動向を踏まえて検討してまいります。 なお、本市では民設民営の放課後児童クラブが大半を占めるため、補助金の活用や職員の処遇などについては、各放課後児童クラブ運営事業者の判断で実施しています。
2	多くの放課後児童クラブが民設民営のため、経営母体の考え方に左右される。まずは、どのクラブでも経営母体の考え方に左右されない、指導員の処遇の平準化に向けた整備とやりがいのある仕事を続けていくに足るだけの処遇改善と補助金の増額を望む。	1 件	本市の放課後児童クラブは公設・民設とも民営であることから、補助金の活用や処遇の改善などを運営事業者の判断で実施することはやむを得ないものと捉えています。なお、制度の概要や利用できる条件などは市から説明しています。 また、市としましては、令和4年度に放課後児童クラブに対する補助金メニューを拡充するなど、職員の処遇改善に関する補助金メニューを設けています。今後も国の動向を踏まえて検討してまいります。
3	認定資格研修の修了前に放課後児童支援員として業務に従事することを認めることで、これまで資格取得のために働いてきた職員のモチベーションが低下するのではないか。	3 件	今回の条例改正を行った場合に、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方のうち認定資格研修をまだ修了していない方となりますので、受講する資格を得ることが必要な点はこれまでと変更ありません。

No.	意見の概要	件数	市の考え方
4	<p>有資格者と同じ業務を行うには知識も経験も不足しているため相当な負担がかかるのではないかと思います。負担増による退職が心配である。</p>	1 件	<p>今回の条例改正を行った場合に、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方のうち認定資格研修をまだ修了していない方となるため、一定程度の知識または経験を有している方が対象となりますが、放課後児童クラブでの実務経験が不足していたり、認定資格研修が未受講であることへの不安感などはあると思います。</p> <p>そのため、事業者が研修計画を作成し、市に提出するとともに、クラブ内でも関係者がフォローするように促してまいります。</p>
5	<p>1 人有資格者がいれば学童が成り立つということも有資格者が欠勤できない状況を生むことになり、職場環境として有資格者の休む権利を侵害してしまうことになりかねない状況である。</p>	1 件	<p>現在、放課後児童支援員と補助員が 1 人ずつ配置されていれば開所日として認めています。当該放課後児童クラブに、放課後児童支援員が少人数しかいない場合、急遽の退職や病気などにより開所ができなくなる可能性がありますので、計画的な資格取得の必要性についてクラブに周知してまいります。</p>
6	<p>資格取得後の資格手当などをつけているのか。</p>	1 件	<p>本市の放課後児童クラブはすべて民営※のため、手当の有無などは各放課後児童クラブ運営事業者が決めています。</p> <p>※設置については公設と民設があります。</p>

(3) 研修に関する意見

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	放課後児童支援員としてみなす場合には、研修計画を定めることのほか、保育の質を高めるために認定資格研修以外にも様々な研修を受講する機会を設けるべきである。	19件	クラブから対象者ごとに研修計画を作成した上で、市に提出していただくことを想定しています。県の認定資格研修以外に、市が主催の研修など様々な研修への参加を働きかけたいと考えています。
2	認定資格研修の期間を短くすることや、オンライン受講を推進することなどにより、放課後児童支援員となりやすい環境をつくるべきである。	9件	現在、認定資格研修は県で実施しており、既にオンラインでの受講が可能となっていますが、その他、改善が必要な点があれば県に対して要望してまいります。
3	認定資格研修も含め、どの指導員も日々様々な研修を受講できるように、子ども達の授業が行われている午前中に研修日時を設定すると参加しやすいと思う。	1件	本市が行う研修については、午前中で終わるよう設定していますが、県の認定資格研修の時間帯については、県に対して要望してまいります。
4	2年以内に研修を修了することを必須とするか、研修を受講できる要件を満たした時点でできるだけ早く受講するべきである。	5件	今回の条例改正を行った場合に、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方のうち認定資格研修をまだ修了していない方となります。 ご意見のとおり、研修修了までの期間は、不測の事態も想定して2年以内としています。少しでも早い時期に認定資格研修を受講するよう促す予定です。

(4) 放課後児童クラブの運営に関する意見

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	放課後児童支援員としてみなす者が2年以内に離職し、新たな放課後児童支援員とみなすものが勤務するというように、放課後児童支援員がいない状況が続くなどの恐れがあるのではないか。また、運営者が短期で雇用した職員を放課後児童支援員としてみなし、資格を受けさせる前に辞めさせるおそれなどもあるのではないか。	8件	<p>今回の条例改正を行った場合に、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方のうち認定資格研修をまだ修了していない方となりますので、受講する資格がある方を確保する必要がある点は変わらないことから、短期雇用を繰り返すよりも、長期的に雇用できる人員を確保できることの方がクラブの運営事業者にとってもメリットが大きいのではないかと考えています。</p> <p>なお、放課後児童支援員としてみなすにあたっては、クラブが対象者ごとに研修計画を作成した上で、市に提出していただくことを想定しており、対象者の認定資格研修の受講予定時期や受講状況を確認していく予定です。</p>
2	放課後児童支援員としてみなすことの条件が守られるよう、クラブへの監査、実態調査や違反したクラブへの罰則を実施するべきである。	7件	<p>放課後児童支援員としてみなすにあたっては、クラブが対象者ごとに研修計画を作成した上で、市に提出していただくことを想定しており、対象者の認定資格研修の受講予定時期や受講状況を確認していく予定です。</p> <p>また、必要な場合には、研修計画が順守されるよう指導していく予定です。</p>
3	「3 条例の一部改正案の概要」の末文に示されている条件をしっかりと満たして、放課後児童クラブの運営が行われていくことを願っている。	3件	

No.	意見の概要	件数	市の考え方
4	放課後児童支援員とみなす職員がいるクラブは、その時点で放課後児童支援員がいないことや、当該職員が放課後児童支援員となる目安を保護者に伝えるべきではないか。	2件	ご意見のように、認定資格研修を修了していない職員を放課後児童支援員とみなすことを保護者が不安に思うことは十分に考えられますので、認定資格研修が未修了の職員であることを保護者に伝えるようクラブに促します。
5	簡単に放課後児童クラブを開設できるようになることで、営利目的だけの企業が参入することが増えるのではないか。	1件	今回の条例改正を行った場合でも、放課後児童支援員としてみなすことができるのは、放課後児童支援員の認定資格研修を受講する資格のある方となり、一定の知識または経験を有する職員を確保する必要があるため、参入動向に大きな影響があるとは考えていません。
6	有資格者が居ても病欠ややむをえない事情で休みを取得する場合、放課後児童支援員としてみなす職員のみの日ができてしまうが、その制度を廃止してしまうと、有資格者の負担増大につながり、学童運営も厳しくなってしまうかもしれない。	1件	今回の条例改正により、認定資格研修の受講資格があり、認定資格研修が修了していない方を放課後児童支援員としてみなすことが可能となります。 また、研修修了までの期間は、不測の事態も想定して2年以内としています。少しでも早い時期に認定資格研修を受講するよう促す予定です。
7	放課後児童支援員がいないクラブに対して、他のクラブから放課後児童支援員を一時的に派遣することで対応すべきである。	4件	放課後児童支援員が急遽不足したクラブに対し、他のクラブから一時的に応援を派遣している事例があることは承知していますが、一方で長期休暇中などは多くのクラブで他クラブに派遣するほど人員に余裕がなく対応が難しいことも予想されます。

No.	意見の概要	件数	市の考え方
8	土曜保育に入るのが資格者がいないと開所できないのではなく、2年以上の経験を持った指導員がいれば開所できるようにしてほしい。	1件	利用人数が少ない土曜日においても、配置基準は「放課後児童支援員の数は2人以上とします。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができます。」ですが、今回の条例改正により、高等学校卒業者等であり、かつ、放課後児童クラブ等において2年以上の勤務経験がある補助員であれば、放課後児童支援員としてみなすことができるため、当該職員と補助員という組み合わせで開所することは可能になります。
9	緊急時のマニュアルを作っておくなどの対策も必要だと思う。	1件	今回の条例改正に関わらず、放課後児童クラブでは、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施することになっています。
10	資格がなくても資格を持っている人に2人等の補助員として働かせてみてはいかがだろうか。そうする事で監督できる人は増えるので資格を持っている人の負担が軽減するのではないか。	1件	配置基準は、「放課後児童支援員の数は2人以上とします。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができます。」ですので、放課後児童支援員の負担を軽減するため、支援員に加え、補助員を2人配置することは可能です。
11	感染症の流行などで指導員の確保が難しい、行事と保育が重なる、お盆休みなどの場合に年間行事の案内で初めから休みにすることでスタッフの負担軽減になると思う。無理なく運営できるよう願う。	1件	民設民営クラブにおける開所日・休所日の設定は各クラブで設定しているため、ご意見として承ります。
12	日曜日や祝日もやってほしい。また、学童の時間が遊びだけになってしまうので勉強する時間を設けてほしい。	1件	今回の条例改正内容とは直接関連がないため回答は控え、ご意見を参考とさせていただきます。

(5) 条例改正の見直しに関する意見

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	改正した条例については、5年などの経過期間や猶予期間を設け、見直しを図ると規定した方がよい。	14件	具体的な経過期間は設けませんが、改正後の実施状況を注視し、必要に応じて見直しを実施します。
2	現在放課後児童支援員とみなして働いている方もいると思うので、責任者としてフロアに必要な事は承知の上ですが、研修を受けていない方でもスタッフとしては変わらないと思います。	1件	現在、本市では認定資格研修を修了していない方を放課後児童支援員としてみなすことができないため、今回の条例改正を予定しています。
3	今回の改正内容については、もっと意見を集めることにしてからの方が良いのではと思う。また常勤職員からの推薦や同じ放課後児童支援員の資格を持っている指導員の声など参考にするべきことはまだまだあるように思います。	1件	今回、放課後児童クラブ関係の方から大変多くのご意見をいただき、ありがとうございました。賛成、反対、やむを得ないが条件を付けることやクラブへの適切な指導など多岐に渡るご意見をいただきました。 今回は原案のと通りの条例改正を予定していますが、いただいたご意見を参考に課題として生じる事項の解決に努めてまいります。

(6) その他

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>条例上の表記とは別にクラブに対し、行政として「継続的な自己研鑽の場への職員の参加」「保育の質の確保」「安定的な運営には、研鑽し学んだ職員を配置し、雇用の安定化を図ること」などの提示が必要だと思う。</p>	1件	<p>ご意見のとおりと考えていますので、条例改正の周知の際に合わせてクラブに周知することを検討いたします。</p>
2	<p>放課後児童クラブに従事する場合、数か月以内に救急講習を受けるなどの緊急時の対応が行えるようにするなどの処置は取れないのか。</p>	1件	<p>今回の条例改正内容とは直接関連がないため回答は控え、ご意見を参考とさせていただきます。</p>
3	<p>横須賀の放課後児童クラブの利用料金は全国一とききます。しかし、子供を預けなければ働けない以上、高かろうが預ける他ありません。なぜこんなに利用料が高いのか。職員や施設に対して補助金や助成が少ないからではないか。</p>	1件	<p>今回の条例改正内容とは直接関連がないため回答は控え、ご意見として承ります。</p>
4	<p>日本版 DBS は、規模の小さい学童保育ではなかなか難しいところもあるので、そのまま日本版 DBS の対象にはせず、行政として支援の仕組みも構築していただけたらありがたい。</p>	1件	<p>今回の条例改正内容とは直接関連がないため回答は控え、ご意見を参考とさせていただきます。</p>